

(素案)

第5期 恵庭市総合計画

<後期基本計画>

(2021(令和3年度)－2025(令和7年度))

花・水・緑 人がつながり

夢ふくらむまち えにわ

恵庭市

基本計画 目次

後期基本計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と今後の方針	1
2. 計画の進行管理	2
3. 後期基本計画の新たな視点と施策	3
基本目標I. 市民による市民のためのまち	5
0 1. 様々な担い手によるまちづくり	6
0 2. 時代のニーズに沿った変革	8
0 3. ともに学びともに知る情報	10
基本目標II. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち	12
0 4. 災害に強い地域防災力	13
0 5. 支えあう消防救急体制	15
0 6. 安全安心の日常生活	17
0 7. 助け合いいのちを大切にするまち	19
0 8. 夢と健康を育むまち	21
0 9. 持続可能な地域医療・介護体制	23
基本目標III. 希望と活力に満ちたまち	25
1 0. いきいきと働きやすいまち	26
1 1. 恵まれた土地を活かした農林業	28
1 2. むらしを支える商業	30
1 3. 来てみたいまち 住んでみたいまち	32
基本目標IV. 人が育ち文化育むまち	34
1 4. 地域で育む子育て環境	35
1 5. 心豊かな思いやりをもった子どもの育成	37
1 6. 子どもの自立成長を促す学校教育	39
1 7. 手を取り合い創造性を育む文化芸術	41
基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち	43
1 8. 地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくり	44
1 9. 水と緑豊かな生活空間づくり	46
2 0. 安全で円滑な地域交通	48
2 1. 安定した水供給と持続的な下水処理	50
2 2. 住み続けたくなるまちづくり 住まいづくり	52
2 3. ごみの減量と適正な処理	54
2 4. 次世代へつなげる環境	56

後期基本計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と今後の方針

恵庭市は、地域全体の総合的発展を計画的に進めることを目的とした総合計画の策定について、地方自治法第2条第4項に基づき、昭和48年に第1期総合計画にあたる「恵庭市総合開発計画」を策定以降、10年毎に計画を策定してきましたが、平成23年には地方自治法の改正により総合計画の策定義務が廃止されました。そのため、現在の第5期総合計画は、平成25年度に制定したまちづくり基本条例に基づき市民、議会、行政が協働して策定した最初の総合計画であり、今回策定する後期基本計画は、元号が平成から令和に変わって最初の基本計画となります。

本市は、令和元年9月に人口7万人を突破し、日本国内でも数少ない人口増加している地方自治体ですが、同年に策定した恵庭市人口ビジョンでは令和2年度をピークに人口減少していくことを想定しており、本年3月に策定した第2期恵庭市総合戦略「ガーデンシティプラン」は、人口減少社会において急速に進む社会情勢においても高い持続性を確保するため、短・中期的な施策をまとめたものであることから、重点施策として後期基本計画にも位置付けて取り組む必要があります。

一方で、令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大により、わたしたちの生活様式が一変してから最初の基本計画であり、これからは、新北海道スタイルの実践によりライフスタイルやビジネススタイルを变革し、感染リスク低減と経済活動との両立に取り組んでいかなければなりません。

本市は、令和2年11月1日に市制施行50周年を迎えます。また、今秋には道と川の駅「花ロードえにわ」に、花観光だけでなく市民や花関係団体の活動の拠点となる花の拠点（愛称：はなふる）が完成し、令和4年度には北海道との共催により全国都市緑化北海道フェアの開催を計画しています。

これを一つの契機に、市内のJR駅を中心に複合施設を整備し、「歩いて暮らせるまちづくり」をコンセプトにしたコンパクトで質の高い住環境を整えるほか、市街地に隣接する工業団地を中心とする利便性の高い職場環境づくり、花やガーデニングのまちのイメージや食などの地域資源を活かした交流人口・関係人口の増加によるガーデンツーリズム等の観光機能の更なる強化、さらには、防災、景観、環境、健康機能を付加した、居心地の良い生活空間づくりを進め、「住みやすいまち、暮らしやすいまち」であるガーデンシティを目指していきます。

我が国の少子高齢化による人口減少と世界的な新型コロナウイルス感染拡大などにより、これまでに誰も経験したことがない国際的・社会的・経済的な社会変化を迎えますが、第5期総合計画の基本構想で掲げた将来のめざすまちの姿である『花・水・緑　人がつながり

夢ふくらむまち『えにわ』の実現に向けて、後期基本計画を策定し、引き続き市民とともにまちづくりに取り組んで参ります。



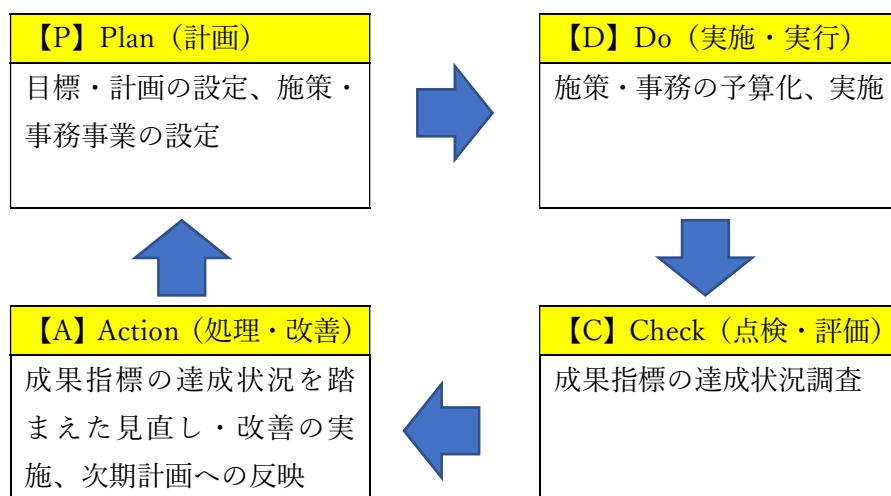
2. 計画の進行管理

第5期総合計画は、PDCAサイクルに基づく基本計画の進行管理を実施するため、24の目標毎に「成果指標」を新たに設定し、総合計画審議会や府内検討組織である策定委員会、幹事会において実施計画の施策や事務事業の進捗管理と併せて取組内容について検証・見直しすることで計画の実効性を高め、効率的に推進していくこととしています。

後期基本計画では、前期基本計画で設定した成果指標の達成状況の検証結果を踏まえて見直すことにより、計画の着実な推進を図るとともに、社会情勢の変化により変更を要する場合やより具体性のある指標により目標達成に資する場合には指標の変更を行います。

また、後期基本計画についてはPDCAサイクルに基づき、中間年である令和5年度には、第3次実施計画の施策や事業の進捗状況を評価し、その結果を踏まえて第4次実施計画（計画期間：令和6・7年度）を策定します。

令和7年度には、第4次実施計画の進捗状況を把握し、後期基本計画の成果指標の達成状況を検証し、次期総合計画を策定します。



3. 後期基本計画の新たな視点と施策

(1) 防災・減災、国土の強靭化

我が国では、大規模災害により被害がもたらされるたびに、災害から得られた教訓を踏まえて復旧・復興を繰り返してきました。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対しインフラ整備中心の防災対策では限界があることが明らかになり、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が制定され、今後の大規模自然災害に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきました。

これまでの防災計画は、地震や洪水などの特定したリスクに対する対応をまとめたものですが、国土強靭化計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、災害が発生しても迅速に救助・救急、医療活動が行われるだけでなく、経済活動の機能不全の回避、必要不可欠な行政機能・情報通信機能の確保、ライフラインや交通ネットワーク等の早期復旧なども想定し、最悪の事態を起こさない強靭な仕組みづくり・地域づくりを平時から持続的に展開していくこうとするものです。

本市においては、最大震度6強の地震発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが重要となっていることから、「恵庭市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災の取組を強化してきました。

令和2年度には、本市も国及び北海道全体と連携した国土の強靭化により、今後想定される大規模自然災害から市民の生命及び財産を守り、持続的な成長を実現するため、分野別計画を重点的かつ分野横断的に連携させ、長期的な視点に立って一体的に推進する「恵庭市強靭化計画（案）」を策定します。

そのため、総合計画では、各目標の取組に対し、関連のある施策や事業について、基本計画に位置付けることにより、総合計画と市強靭化計画（案）との関係を整理しました。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）・Society5.0の推進

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された、先進国・途上国も含めた2030年までの長期的な開発指針であり、国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現に向けて、経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

我が国においては、平成28年5月にSDGs推進本部（本部長：内閣総理大臣）を設置し、翌年度に定めたアクションプランでは、日本版SDGsモデルの取組の1つとして『SDGsと連動するSociety5.0の推進』を打ち出し、IoT(Internet of Things)や人工知能(AI)、社会の変革(イノベーション)を活用した医療、福祉、教育など社会全体の未来技術の導入を推進することを目指しています。

本市の総合計画がめざす将来都市像やまちづくりの基本目標、そして各施策の方向性は、国との規模や程度とは異なるものの、SDGsの理念に重なると考えており、総合計画を推進することが、SDGs達成に向けた取組を推進することにつながると考えております。

そのため、後期基本計画の各目標の取組に対し、関連するSDGsの17の目標を位置付けることにより、総合計画とSDGsとの関係を整理しました。



基本目標Ⅰ．市民による市民のためのまち

人口が減少する中、市民同士のつながりや市民と行政との連携により、協働のまちづくりが推進され、多くの市民が各自の個性を活かし、まちづくりの主役となって活躍しています。多様な地域コミュニティが活性化し、地域の連帯感が増し、市民は、自分たちの生活環境を柔軟な発想でコーディネートしながら豊かな生活を送っています。

特に、行政により、将来を見据えた「選択と集中」の行政運営が進められ、財政基盤の強化や、資産の適切な管理・運用が行われた一方、市民起点の柔軟な発想を積極的に取り入れたことにより、市内の様々な資源が有効活用され、持続的に発展可能な希望を持てる都市になっています。

基本目標Ⅰ. 市民による市民のためのまち

01. 様々な担い手によるまちづくり

【施策範囲】

協働・コミュニティ活動・
多世代交流・地域活性化

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 恵庭市まちづくり基本条例が制定（平成26年1月1日）され、市民と行政の協働によるまちづくりが期待されます。平成30年度には市民検討委員会により検証が行われ、引き続き努力を積み重ねる必要があるものの、条例の精神が着実に浸透していると評価されました。しかし、まだ市民には広く認知されていない状況です。こうした中、同条例の市民周知、市職員への周知活動を実施し、理解を深めることにより同条例を基本としてまちづくりを進めるという意識付けの徹底と条例に基づいた施策の更なる推進が必要となっています。
- 町内会・自治会は地域にもっとも身近な市民活動組織であり、様々な公共的な問題への対応と自主的な活動を通じ地域づくりを行ってきましたが、近年、加入率の低下、役員の担い手不足、町内会活動に対する住民の関心の低さ、他団体との連携不足が課題となっています。町内会単位で、自主防災組織の設立が進んでいるところですが、今後も防災力の向上、防災意識のさらなる高揚が必要です。また、NPOは財政基盤の脆弱性や、組織運営の強化が課題となっています。
- 今後、市民参加や協働意識を高めるため、非営利で公益的な社会貢献活動を行う町内会や市民活動団体等に対し支援を継続するとともに、市民活動の総合的な支援窓口及び市民活動センター（※1）を町内会やNPO、サークルなどの市民活動団体の活動拠点「複合施設縁と語らいの広場えにあす（※2）」内に設置しましたが、引き続き、市民参加・協働手法の研究・検討を行う必要があります。
- 人間関係や地域のつながりの希薄化が進む中で、子どもから高齢者まで新たな地域のつながりを創出できるよう、施設機能を複合化した生涯学習施設かしわのもりが平成28年にオープンし、地域住民で構成される運営協議会により、運営方針や実施事業等を協議・検討しています。施設を活用した人と人のつながりづくりを継続的に支援していく必要があります。

基本方針

- 恵庭市まちづくり基本条例を基本とし、市民と行政が、それぞれの能力を生かし、役割を分担して課題の解決に取り組む「協働」のまちづくりを推進します。
- そのために、行政は、地方分権の流れを汲みとり、地域特性を活かした施策を開発し、また、恵庭市まちづくり基本条例で重要事項と定めた、地域コミ

基本目標Ⅰ. 市民による市民のためのまち

ユニティの果たす役割や、町内会・自治会の主体的な活動を尊重し、より活発な活動が展開できる環境づくりや積極的な支援を行っていきます。

後期計画の 重点施策

O1-1 まちづくり基本条例に基づく市民との協働の推進

O1-2 地域コミュニティ活動・多世代交流の推進

※1 市民活動センター：新たな時代に対応する市民活動への理解と更なる活動を促すための市民活動の拠点。平成27年4月1日オープン、運営は恵庭市市民活動センター運営協議会による。

※2 緑と語らいの広場えにあす：駅前通りにフィットネスクラブ、コンビニ、図書館、公共機関が入る複合施設を設置し、訪れる方、集う方への居心地のいい場の提供及び市民活動団体の活動拠点として活用。平成30年4月オープン、管理は平成31年4月より「特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会」に委託。

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
まちづくり基本条例の認知度（市民アンケート）	55%	47%	↗
緑と語らいの広場えにあす利用者数	—	591,974人	↗
NPO法人登録数	12件	17件	↗

持続的な まちづくりの 取組み

- 市民との協働に向けた、まちづくり基本条例の周知活動、条例の見直し検討、進捗状況の調査、行政評価の実施
- コミュニティ活動及び多世代交流の促進に向けた、町内会等の担い手拡大・組織強化及び地域コミュニティ活動に対する支援拡大、地域コミュニティ施設の有効活用
- 地域活性化に向けた、NPO法人や市民活動団体の設立及び運営支援、団体間連携の推進、市民活動団体の活動情報の収集と発信
- 地域に根差した活性化策を講じていくための、地域担当制の推進
- 広域的な地域活性化に向けた、近隣市町村等との連携によるまちづくり

わたしたちが できること

- まちづくり基本条例に対する理解
- 市民活動や地域との関わりへの意識向上や参加
- 自主防災組織
- 住民同士の交流の場づくり
- 見守り
- 市民活動団体と行政との協働による、組織強化や地域活動の活発化

個別計画

恵庭市地域会館改修計画

基本目標Ⅰ. 市民による市民のためのまち

02. 時代のニーズに沿った変革

【施策範囲】

行財政・行政改革・広域行政

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 生産年齢人口の減少、社会保障関係経費の増加などから、市の財政状況は厳しさを増していくことが予想されます。また持続可能なまちづくりには、自然災害や感染症に備える新たな生活様式や働き方への転換が必要です。
- そのため、経常収支の改善などの観点に立って、安定した財政運営を行うため、効率的な行政運営を行う必要があります。
- また、公共施設についても、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新・統廃合などを計画的に行うことにより、公共施設総量抑制や適正配置を推進し、将来の財政負担の軽減を図る必要があります。
- このことから、限られた資源を有効活用するため、事業の「選択と集中」を軸として、市民ニーズや時代の変化に対応する「意思決定システム」と「評価システム」を構築するとともに、市民の行政への積極的な参加を促し意見を反映していく必要があります。
- ICT の活用、行政評価による事務・事業のスリム化、地域課題に的確に対応できる職員の育成に努めるなど行政のあり方を変革すると共に民間活力の活用も含めて、市民の視点に立ったサービスを提供していく必要があります。
- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指すため、マイナンバーカードを基盤とした行政サービスの変革を図る必要があります。

基本方針

- 限られた資源のなかで効率的な行政運営を行うため、「選択と集中」を軸として、効率的な行政運営を図ります。
- 市民の声を政策の決定や予算に反映させる仕組みづくりや、市民にわかりやすい事務事業評価の公表と事務改善につなげる仕組みづくりをめざします。
- 地域の課題を自ら見つけ自律的に解決する地方自治体職員の育成をめざします。
- 市民のための行政手続き簡素化と行政事務の効率化のためマイナンバーカードの普及とオンライン活用の充実を図ります。

02-1 事務事業の効率化と効果的な行政組織体制の構築

02-2 行政運営における市民意見の反映と「財政運営の基本指針」に基づく安定的な財政運営の確立

02-3 公共施設の適正配置による機能面の充実

02-4 マイナンバーカードの積極的な申請支援と円滑な交付

後期計画の 重点施策

基本目標Ⅰ. 市民による市民のためのまち

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
公共施設の維持管理コスト	34億7,688万円	※決算確定後に確認	↓
市民の声を政策の決定や予算に反映させる仕組みがあることを知っている市民の割合（市民アンケート）	49%	44%	↑
財政調整基金残高の維持	標準財政規模の5%以上	標準財政規模の5%以上	→
マイナンバーカード交付率	-	18%	↑

持続的な まちづくりの 取組み

- 安定的な財政運営に向けた、行政評価を効果的に活用した事務事業の見直し
- 行政改革に向けた、全庁で利用している各種システムの有効活用
- 人事評価制度を活用した人材などの有効活用による、効果的・効率的な行政運営
- 地方公共団体間での連携による行政サービスの効率化
- 行政評価マニュアルに基づく市民参加手法を積極的に活用した政策形成の実施
- 行政内部における情報共有
- 市民の利便性向上のための窓口のワンストップ化に向けた検討継続
- マイナンバーカードを基盤とした公平で効率的な行政の構築

わたしたちが できること

- 行政への関心と積極的な提言及び各計画策定への参画
- 社会情勢を踏まえた公共施設のあり方や受益者負担に対する理解
- 市税や使用料、負担金等の納期限内納入
- マイナンバーカードの取得

個別計画

人事制度基本計画 / 定員管理計画 / 人材育成基本方針 /
 特定事業主行動計画 / 恵庭市財政運営の基本指針 /
 恵庭市財政収支見通し / 行政改革推進計画 /
 公共施設等総合管理計画 / 個別施設計画
 マイナンバーカード交付円滑化計画

基本目標Ⅰ. 市民による市民のためのまち

03. ともに学びともに知る情報

【施策範囲】
広報・広聴・情報発信・情報共有

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 広報えにわの月1回の発行や、市ホームページにおける内容の充実化とタイマーな情報発信に取り組むとともに、地域コミュニティFM放送の活用、市勢要覧や記念誌、各種パンフレット類の制作や、出前講座の運営を行っています。その他、広聴として、市民の広場、ひとことポスト、市長へのまちづくり提言、パブリックコメントなどを実施しています。こういった情報発信について、情報量増加、充実化、情報媒体の多様化、市民参加の取組みが課題となっています。
- 今後、より加速すると考えられる市民ニーズの多様化に対応するため、迅速で的確な情報発信とともに、様々な媒体を活用した効果的な情報発信が求められます。継続的な公文書の公開制度による情報提供をはじめ、広報誌、各種パンフレット、市ホームページ等による情報発信を行い、市民がわかりやすい情報を得られるよう努める必要があります。
- 少子高齢化・人口減少の社会において、地方創生の推進を図るために、観光で恵庭市を訪れる「交流人口」だけではなく、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」に着目した施策の推進が重要とされています。恵庭市を道内外に向けて宣伝し、恵庭市の知名度を上げる必要があります。

基本方針

- 開かれた行政を推進し市民と行政との協働のまちづくりを実現するため、市民とのコミュニケーションの充実を重要な柱と位置づけ、市民と行政が役割と責任を自覚し、お互いに情報を共有しながらまちづくりを行うことを推進します。
- 透明性の高い開かれた行政運営に努めていくとともに、行政への関心と参画意欲の向上につなげることをめざし、市民ニーズを的確に捉え、様々な媒体を活用しながら、情報公開制度の推進や広報えにわ・市ホームページによる情報発信を積極的に行い、市民に役立つ情報を迅速かつわかりやすく発信することに努めます。

後期計画の 重点施策

03-1 市民と行政との情報共有の推進

03-2 開かれた行政運営の推進

基本目標Ⅰ. 市民による市民のためのまち

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
市ホームページをわかりやすいと感じている市民の割合（市民アンケート）	41%	40%	
透明性の高い行政運営を実施していると感じている市民の割合（市民アンケート）	39%	39%	

持続的な まちづくりの 取組み

- 効果的な広報・広聴・情報発信に向けた、情報発信のあり方や広報媒体の検討
- 積極的な行政情報の発信
- 情報公開制度を通しての情報発信

わたしたちが できること

- 市民と行政の協働参加による情報発信と、市民同士、市民と行政との情報共有
- 市民と行政との情報共有に資する情報公開制度の活用
- 行政に対する意識向上や積極的な関わり

個別計画

—

基本目標II. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

市民は、自らの健康づくりに励み、生涯を通じて、地域の包括的な保険・医療サービスを受けられることによって、健康な生活を送っています。

また、地域の連帯感が増す中で、防災・消防・救急体制が整い、急病や災害、火事などといった万が一の時でも、互いに助け合い、支え合う環境となっているほか、生活上のトラブルに巻き込まれることもなく、差別や偏見のない地域社会で、安心して生活できるまちになっています。

基本目標Ⅱ. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

04. 災害に強い地域防災力

【施策範囲】
防災

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 恵庭市地域防災計画は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、様々な対策を組み合わせて各種災害に備えることとしています。
- 大規模災害に備え、予防対策、応急対策、復旧対策の効果的実践のための防災体制確立と自主防災組織育成や要援護者の支援体制の普及など、地域防災力の向上を図ることが必要です。
- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づき国を挙げて国土強靭化に取り組む中、恵庭市において国土強靭化に資する各種の施策を総合的かつ長期的な展望に立って計画的に推進する必要があります。
- 恵庭市耐震改修促進計画では、住宅の耐震化を目標に設定しており、(仮称)恵庭市強靭化計画との整合性を図りながら、耐震化の向上を推進することが必要です。

基本方針

- 大規模災害に備えて平常時から市民の防災意識の高揚を図るとともに「自助・共助・公助」による協働の仕組みづくりの推進を図ります。
- 恵庭市の強靭化を推進するため、大規模自然災害への対応を見据えつつ、平常から産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野において、横断的に機能の強化を図ります。
- 恵庭市耐震改修促進計画を見直し、住宅耐震化に向け、助成制度を活用した改修促進に努めます。

後期計画の 重点施策

- 04-1 防災意識の普及、推進
- 04-2 防災情報の的確な発信
- 04-3 国土強靭化の推進
- 04-4 耐震改修の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
避難場所の認知度（市民アンケート）	75%	77%	
自主防災組織数	21団体	40団体	

基本目標Ⅱ. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

持続的な まちづくりの 取組み

- 防災体制の構築に向けた、自主防災組織の新規設置の推進や、既存組織の活動の充実に向けた支援
- 災害用物資備蓄、関係機関や関係団体、民間事業者との防災協定、避難行動要支援者等に関する各種防災事業の推進
- 住宅耐震改修の促進に向けた周知活動

わたしたちが できること

- 平時からの防災意識の向上
- 自主防災組織の設置と参加
- 住宅耐震改修の促進

個別計画

恵庭市地域防災計画 ／ 恵庭市水防計画 ／ 恵庭市国民保護計画 ／
防災ガイドブック ／ 恵庭市災害用物資備蓄計画 ／
(仮称) 恵庭市強靭化計画 ／ 恵庭市耐震改修促進計画

基本目標Ⅱ. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

05. 支えあう消防救急体制

【施策範囲】
消防救急

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 近年、激甚化する自然災害が多発しています。それらの災害に対応可能な消防防災体制の整備が急務であり、消防施設、車両、資器材は、それぞれの更新基準に基づき、計画的に更新し、充実、強化することが必要です。
- 地域防災力の中核的存在として消防団の果たす役割はますます大きくなっていますが、団員数は高齢化等のため減少傾向にあり、団員の確保と活性化が課題となっています。
- 救急業務に対するニーズが増加及び高度化していることから、救命率の向上や医療機関との連携、救急車両等の整備、人材の育成など総合的な救急救命体制の充実強化と継続した救急車の適正利用について理解が必要です。
- 市内における建物火災は毎年発生しており、痛ましい事故もおきています。住宅用火災警報器の設置など火災予防に対する防火安全対策について意識の向上が求められています。

基本方針

- 高齢者をはじめとする市民や事業所等の防火安全対策を推進するため、講習会や広報活動による啓発の強化に取り組みます。また、これらの啓発活動に不可欠な消防団の充実と活性化を図ります。
- 消防防災活動の拠点として様々な災害への的確な対応と消防防災体制の整備を推進していくために、組織体制の充実・強化ならびに老朽化した施設、車両、資器材の更新と整備を図ります。
- AED設置普及活動を推進し、救命率の向上を図るため、市民に対し感染症対策を踏まえ新しい生活様式に則った救命講習会の受講を積極的に促すことにより、バイスタンダー（その場に居合わせた人）の育成を促します。また、継続して救急車の適正利用について普及広報を行います。

後期計画の 重点施策

05-1 消防防災体制の充実・強化

05-2 防火安全対策の推進

05-3 応急手当普及啓発活動の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
消火器、AEDの使用方法をともに知っている市民の割合（市民アンケート）	43%	44%	
救急講習受講者数（累計）	-	37,169人	

基本目標Ⅱ. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

持続的な
まちづくりの
取組み

- 先進的な消防防災活動及び消防力の充実、強化と消防団の活性化
- 火災予防運動などの防火広報活動の推進
- 総合的な救急救命体制の維持と医療機関などとの連携

わたしたちが
できること

- 火災予防意識の向上
- 住宅用火災警報器の設置と維持管理
- 救命講習会への参加と救急車の適正利用

個別計画

恵庭市消防基本計画 ／ 消防団ビジョン ／ 恵庭市消防計画 ／
消防施設設備等整備計画 ／ 消防用防火衣更新整備計画 ／
恵庭市消防団装備資器材整備計画 ／ 消防資器材整備計画 ／
消防水利計画 ／ 査察計画 ／ 応急手当推進計画 ／
救急資器材等維持管理計画

基本目標Ⅱ. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

06. 安全安心の日常生活

【施策範囲】
交通安全・防犯・消費生活

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 交通事故の発生件数は近年減少傾向にありますが、高齢者人口の増加に伴い高齢者ドライバーの事故が増加しています。今後もより安全安心な生活環境とするため、道路改良や公安委員会が所管する交通安全施設の整備、交通弱者への安全確保等が課題となっています。
- 住民同士のつながりが強い地域は、犯罪が起こりにくいと言われていることから、地域ぐるみの防犯意識の高揚と体制の強化が課題となっています。
- 特殊詐欺や悪質商法等の消費者被害を未然に防ぐため、消費者協会や消費生活センターと連携して必要な知識や情報の普及啓発を行うとともに、利用の啓発と体制の充実が必要となっています。

基本方針

- 地域ぐるみで、交通事故・犯罪のない安全安心して暮らせる明るいまちづくりをめざし、消費生活知識の普及啓発や、被害にあった場合の相談体制の充実をより一層推進します。

後期計画の 重点施策

06-1 交通安全・防犯活動の推進

06-2 消費生活相談事業の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
消費生活相談の利用件数	338件	405件	↗
登校児童街頭指導参加者数	170人	182人	↗

持続的な まちづくりの 取組み

- 交通安全に関する、関係機関・団体・市民及び交通安全指導員と連携した啓発活動や、公安委員会所管の交通安全施設設置要望の継続
- 防犯に関する、市民・事業者・行政、関係機関の連携による地域単位などの自主防犯活動の推進
- 警察署・交番誘致活動や地域安全ニュース発行の継続
- 消費生活に関する、消費生活知識の普及啓発、相談窓口の設置及び情報提供
- 防犯灯の適正な管理

基本目標Ⅱ. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

わたしたちが
できること

- 地域・職域・学校・個人レベルでの交通安全・防犯活動への積極的な参加
- 消費者意識の向上やそのための消費生活相談の積極的な利用

個別計画

恵庭市交通安全計画 ／ 恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画 ／
恵庭市消費者行政活性化事業

基本目標II. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

07. 助け合いいのちを大切にするまち

【施策範囲】

低所得者福祉・地域福祉・障がい福祉・高齢者福祉・男女共同参画

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の急速な進行により、かつての伝統的な地域コミュニケーションで培われてきたお互いの助け合い精神が薄れ、人と人とのつながりが希薄となってきています。また、社会情勢の変化に伴い、働く女性が増加しており、働く女性の社会的環境の整備等が求められています。
- 市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし、主体的に社会参加できる地域コミュニティの構築を実現するためには、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう地域社会を実現することが重要です。
- 恵庭市ではこれまで、「恵庭市地域福祉計画」や「恵庭市男女が平等に暮らすために共に歩む条例」(平成15年制定)に基づき、市民一人ひとりが尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の形成に努めてきました。
- 今後も、より積極的に、障がいのある人や生活困窮世帯、高齢者、男女共同参画に対し理解を深め、支援、意識啓発、活動推進、人材育成、ネットワークづくりを進めていくことが必要です。

基本方針

- 市民一人ひとりの人権が尊重され住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、市民一人ひとりが人権尊重についての理解を深め、自立した生活ができるように支援を推進していきます。

後期計画の 重点施策

- 07-1 発達に心配のあるまたは障がいのある子どもの早期発見、早期支援及び地域支援の推進
- 07-2 自立支援事業の推進
- 07-3 男女がともに安心して暮らせるまちづくりの推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標
障がいのある人が日常生活上の困りごとを感じていると思う市民の割合(市民アンケート)	88%	88%	↓
市と住民が一体となり協力したまちぐるみの福祉ができていると思う市民の割合(市民アンケート)	41%	49%	↑
市民の男女共同参画社会に対する取り組みの認知度(市民アンケート)	44%	44%	↑

基本目標Ⅱ. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

持続的な
まちづくりの
取組み

- 低所得者や障がい者に対する福祉としての各種自立支援事業と相談事業の継続や社会参加促進
- 関係団体との連携強化による地域福祉の担い手育成
- 各種福祉サービスの適正実施の推進
- 人権擁護啓発や虐待防止、性差や暴力等の多様な問題に対応する相談窓口の設置
- 男女共同参画社会の実現に向けた、雇用・労働や保健・福祉、生涯教育に関する計画や施策との連携、事業の啓発、参画の推進

わたしたちが
できること

- 地域福祉に対する理解と市民活動への参加による、人と人が支えあう地域コミュニティの醸成
- 地域における福祉サービスの適切な利用
- 家庭・職場・学校・地域等あらゆる分野での男女共同参画を推進すること
- 高齢者の生きがいづくり、社会参加促進

個別計画

恵庭市地域福祉計画 / えにわ障がい福祉プラン /
恵庭市男女共同参画基本計画 / えにわっこ☆すこやかプラン /
恵庭市高齢者保健福祉計画

基本目標Ⅱ. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

08. 夢と健康を育むまち

【施策範囲】
保健・社会保険・スポーツ環境整備

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- いつまでも心身ともに健康で過ごすためには、自らの健康づくりに対する関心を高めるとともに、疾病の早期発見・発症予防・重症化予防が不可欠となっています。
- 健康づくりに関する情報提供を積極的に行うとともに、健康寿命延伸のための計画策定や事業の推進、啓発活動を積極的に行う必要があります。
- 一方、後期高齢者医療制度被保険者と国民健康保険被保険者の保健事業および介護予防は制度が異なることから、それぞれが個別に行われており、継続的かつ一体的に行われていないという課題があります。
- 生涯を通して健康な生活を維持していくには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、つくる」自覚を持つことから始まるものであるため、適切な食習慣など健康に対する意識の向上と生活習慣の改善など具体的な行動に移していくことが肝要です。
- 年齢や体力に関係なく気軽に行なえるスポーツや運動を普及するとともに、競技スポーツにおいても、スポーツ団体の育成やトップレベルの大会の開催を支援しています。ただし、競技スポーツにおいては、競技専門の指導者はまだ少なく、また、少子化による団体スポーツの活動縮小が懸念されています。
- 更には、スポーツ施設の維持補修、修繕に要する経費は年々増加傾向にあり、利用者の安全に関わる修繕を最優先に実施し、計画的修繕を行っているところです。

基本方針

- 子どもから高齢者まで日々健やかに暮らせるまちの実現を図り、ライフステージに合わせた健康づくりや生活習慣病の予防・改善、予防接種や検診事業などの支援を推進するとともに情報提供の場の充実を行います。
- 市民の運動やスポーツ活動は、健康の維持及び増進並びに地域コミュニティづくりなど、多様な効果を生み出すことから、誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせる「夢と健康を育むスポーツ都市」の実現をめざします。

後期計画の 重点施策

- 08-1 第2次健康づくり計画、第3次食育推進計画、自殺対策計画に基づく事業実施
- 08-2 予防接種・健康診査・がん検診の推進
- 08-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
- 08-4 生涯を通じてスポーツに関わり心身ともに健康になれる環境

基本目標II. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
自分が健康だと感じている市民の割合（市民アンケート）	88%	※令和2年度にアンケート実施予定	
この一年で運動やスポーツを週3日以上実施している市民の割合（市民アンケート）	30%	※令和2年度にアンケート実施予定	

持続的な まちづくりの 取組み

- 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の持続的運営
- 子どもから高齢者まで、各段階での保健事業の実施と、関係機関との連携
- 健康づくりに向けた、普及啓発事業、健（検）診の実施、各種健康づくりに関する相談、訪問等保健指導などの実施
- スポーツ普及事業の継続・拡充や総合型地域スポーツクラブの創設支援・活動支援
- 子どもや家族に向けた、健康増進のための情報提供や保健事業の実施
- スポーツ関係団体の育成支援並びに各団体の連携による事業の開発やスポーツ指導者の養成
- 全道・全国大会等の開催支援
- 競技者への支援・表彰の継続と、市内トップアスリートによる競技力向上事業の拡充
- スポーツ施設の利用形態や多目的利用についての検討

わたしたちが できること

- 自主的な心と体の健康づくりと予防対策
- 家庭における運動機会の拡充・習慣化
- 地域・学校内活動においてのスポーツ有資格指導者の積極的活用や、学区地域を越えた少年団等のチーム編成
- 各市民関係団体による普及事業の継続やスキー場・スケート場におけるイベント等の夏季利用の促進

個別計画

恵庭市健康づくり計画 / 恵庭市食育推進計画 /
恵庭市新型インフルエンザ等対策行動計画 /
恵庭市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） /
恵庭市運動・スポーツ推進計画 / 特定健康診査等実施計画
恵庭市自殺対策計画

基本目標Ⅱ. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

09. 持続可能な地域医療・介護体制

【施策範囲】
介護保険・高齢者福祉・医療

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 夜間・休日急病診療所の診療空白日を解消したことに伴い、診療延べ日数が増加し、派遣医師の確保が難しくなっています。
- 高齢化率の上昇とともに、認知症高齢者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が年々増加していくことが懸念されています。高齢者が地域で安心して暮らしていくため、様々な生活支援サービスや住まいが継続的に提供されるための包括的なネットワークを構築することが必要となっています。

基本方針

- 誰もが地域で安心して暮らせる地域の実現のため、市内医療機関や近隣市との連携により、安心して医療が受けられる救急医療体制を整備するとともに、年間を通じて空白日のない医療体制を維持していきます。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年、また高齢人口がピークをむかえる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護保険制度の維持可能性確保」の2つの基本的考え方を根幹とする、「介護保険事業計画」に基づく事業を行います。

後期計画の 重点施策

09-1 夜間・休日診療体制の維持

09-2 地域包括ケアシステムの発展

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標
夜間・休日救急診療の空白日を無くした診療体制の維持	空白日 0日	空白日 0日	➡
認知症に対する市民の理解度(市民アンケート)	80%	80%	➡
生きがいを感じている市民の割合(市民アンケート)	80%	77%	➡

持続的な まちづくりの 取組み

- 空白日の無い夜間・休日急病診療所や在宅当番医療体制の継続実施運営
- 認知症対策の推進
- 介護保険制度の適正な運用

基本目標Ⅱ. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

わたしたちが
できること

- 地域コミュニティへの参加及び支援による、認知症の方の見守りや高齢者の社会参加への支援
- 医療機関の適正利用

個別計画

恵庭市高齢者保健福祉計画 ／ 恵庭市介護保険事業計画

基本目標Ⅲ. 希望と活力に満ちたまち

産業においては、農商工等それぞれの経営強化と共に、農商工等連携の下で、地域資源や観光資源の活用などによる地域ブランドを作ることで、地域経済が活性化しており、賑わいのあるまちが形成されています。

また、地域のブランド化により、市外の方々にとって、恵庭市が「来てみたいまち」「住んでみたいまち」となっており、道内/道外問わず、来訪・移住してこられる方が増えています。

基本目標Ⅲ. 希望と活力に満ちたまち

10. いきいきと働きやすいまち

【施策範囲】

工業・労働・雇用創出・企業誘致

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 恵庭市の雇用環境は、有効求人倍率は一時期回復傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、再び下降状況となっています。千歳管内については全国、全道と比べ依然として低い状況です。その一方で、近年は製造業、建設土木業、介護事業では慢性的な人手不足は続いている、求人職種と就業希望職種とのミスマッチが大きくなっています。他にも、新規学校卒業者の市内への就職率が低いという課題もあります。
- 食品加工業を中心に非正規労働者の雇用割合が高く、現状では人材確保に不安を抱えているなど、業種それぞれに雇用環境への課題があります。
- このような中、新たな雇用の場として令和元年に新たな工業団地の造成・販売を開始し早期に完売となりました。今後においては既存の立地企業も含めた製造業等を中心とした企業が抱える人材確保等の課題について支援を行う必要があります。
- すべての働く意欲のある人が生きがいを持って働き、経済的な安定を得ることができるよう、市内の事業所等との連携のもとで就労環境を整えていく必要があります。

基本方針

- 就業の場の確保、所得の向上を図り、「若者が地域に残り、バランスのとれた定住人口が確保される」「市財政が健全化され独自の施策展開が可能になる」まちをめざすため、地域産業の振興や、新たな工業用地の確保について検討を進めます。
- 地理的優位性等の強みを活かし、社会情勢や市民ニーズ（職種や就業形態）を踏まえた企業誘致を推進します。
- また、被用者側への支援として、「労働者が安心して就業し、働き続けることができる環境の整備」や「後継者を含む人材の育成を目的とした各種支援」等を行っていきます。

10-1 企業誘致環境の整備

10-2 多様な人材を活かせる労働環境の整備

後期計画の 重点施策

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
様々な立場の人の就労の場があると感じている市民の割合（市民アンケート）	31%	41%	

基本目標Ⅲ. 希望と活力に満ちたまち

持続的な
まちづくりの
取組み

- 企業の進出動向把握による新たな工業用地の確保に関する検討及び、未利用地や民間用地の仲介、斡旋
- 関係機関との密接な連携と、恵庭市農商工等連携推進ネットワークにおける交流・連携・情報発信
- 労働状況や企業間・産業間連携に関する調査
- 就業における人材育成に関する事業
- 恵庭リサーチ・ビジネスパーク（株）などを活用した開業・創業のための事業計画、起業のための準備などのサポートと、関係機関によるフォローアップ体制の確立

わたしたちが
できること

- 地元企業のまちづくりへの積極的な参加と、総従業員数に占める恵庭市民の割合の増加
- 若者・女性・高齢者・障がい者の積極的雇用・就業

個別計画

恵庭市人材確保計画

基本目標Ⅲ. 希望と活力に満ちたまち

11. 恵まれた土地を生かした農林業

【施策範囲】

農業・林業・漁業・農商工等連携・
ブランド化・地産池消

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 基幹産業である地域農業について、安全・安心な食づくりを基本とした持続的な発展をめざし、「第4期恵庭市農業振興計画」(令和3~12年度)に基づく施策を実施しています。恵庭市の農業は、米の生産調整拡大に伴い、野菜等の都市近郊型農業への転換や規模拡大に取り組んでいますが、農業者の高齢化や後継者不足に伴い、地域集落機能の低下や、効率的な農地集積、労働力の確保が課題となっています。
- 適切な森林整備と保全を目的とした、「恵庭市森林整備計画」(平成25~令和4年度)に基づき、市内全体の発展方向に十分留意しつつ、後世に継承すべき貴重な財産として、健全な森林資源の維持や、農村地区に点在する周辺環境林の森林整備と保全を図っています。また、森林が持つ多面的機能を積極的に活用し、地域材の利用促進等を進めています。
- 平成24年度より、地域産業活性化の取組みとして「農商工等連携」に取り組んでおり、平成25年2月に、その取組みを促進するための連携・交流プラットフォームとして、「恵庭市農商工等連携推進ネットワーク」を設立し、新商品開発に向けた取組みを推進しています。

基本方針

- 森林地帯と田園環境の保全や、収益性の高い都市近郊型農業の発展を図るとともに、農地集積による経営規模拡大・集約型農業を推進し、経営体质の強化を図っていくため、行政、農業者、農業関係機関等が連携し、一体となって、多様な取組みを行います。
- 農商工等連携による地域経済活性化を目的に、農業者と多様な主体が連携・協働することで単発の商品開発で終わらない実質的な成果をめざして、長期的な視点で取り組んでいきます。

後期計画の 重点施策

- 11-1 生産基盤整備の充実
- 11-2 経営の強化と担い手の育成・確保
- 11-3 農商工等連携による地元農畜産物を生かした商品開発、ブランド化の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
農畜産物を購入するときに恵庭産であることを意識する市民の割合（市民アンケート）	69%	67%	↗

基本目標Ⅲ. 希望と活力に満ちたまち

持続的な まちづくりの 取組み

- 恵庭市農業振興計画や恵庭市森林整備計画の見直し・策定
- 新規就農者の育成
- 農産物の生産支援
- 森林整備に関する担い手の育成
- 農商工等の異業種間交流・連携による、地域の農畜産物を活用した商品開発やブランド確立

わたしたちが できること

- 安全・安心な食生活や地産地消の推進のための、地元農産物の積極的な購入
- 新規就農に向けた取組
- 地域経済活性化を促進するための、企業・農業者間の連携と情報共有
- 農商工等連携による製品の積極的な購入及びSNS等での情報発信

個別計画

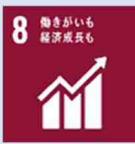
恵庭市農業振興計画／恵庭市鳥獣被害防止計画／
恵庭市森林整備計画／恵庭市酪農近代化計画
農業振興地域整備計画

基本目標Ⅲ. 希望と活力に満ちたまち

12. 暮らしを支える商業

【施策範囲】
商業・中小企業

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 恵庭市内にはJR3駅などを中心とした商店街が形成されていますが、魅力ある店舗の出店や知名度の低さが課題となっています。
- 商店の多くは居宅兼店舗で店主の高齢化が進み、後継者不足など担い手の減少による廃業、衰退が進んでいる上に、消費者の生活スタイルの変化や消費者ニーズの多様化等の影響による小規模小売店舗の厳しい経営状況もあり、地域の商業機能の減退が懸念されています。このように事業の継承に課題があり、新たな店舗活用方法を含めた事業の展開・創出等に繋がる対策が求められています。
- 一方で、地元商店街の衰退は、外出など行動範囲が限られる高齢者が増加する中、高齢者等買い物弱者にとって日常的に安心して買い物できる場がなくなることが懸念されています。
- また、中小企業、小規模事業者の経営基盤も比較的脆弱であることから、中小企業の育成を進め、経営の安定化を図ることが求められています。

基本方針

- 中小企業振興基本条例及び中小企業振興基本計画に基づき、各種事業の推進をはじめ、地域で提供される商品・サービスの情報発信などを通じて、地域循環型経済の実現を図ります。
- 地元商店街や商店が地域に根ざし、安定的かつ持続可能な店づくりと魅力ある商店街づくりを行うため、商工関係団体との連携による地元消費の喚起や地域の特性を生かした取組みを推進します。また、中小企業・小規模事業者の経営課題や新たな事業展開に対し、関係機関と連携し相談、助言を行うなど、支援体制を構築します。

後期計画の 重点施策

12-1 商店街の担い手育成や新規開業・創業者への支援

12-2 市民をまきこんだにぎわいづくりや地元消費の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
市内で提供される商品やサービスを利用したいと思うか（市民アンケート）	—	—	↗

基本目標Ⅲ. 希望と活力に満ちたまち

持続的な
まちづくりの
取組み

- 商店街振興対策や市融資制度の活用促進による、商店街空き店舗対策や新規創業者への支援
- その他中小企業振興基本計画に基づく事業の推進・見直し・運用

わたしたちが
できること

- 空き店舗活用なども含めた、新規創業者の出店
- 地元商店の利用
- 超高齢社会に対応する事業の推進

個別計画

中小企業振興基本計画

基本目標Ⅲ. 希望と活力に満ちたまち

13. 来てみたいまち 住んでみたいまち

【施策範囲】
移住・定住・観光・花のまちづくり・
都市間交流

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 観光産業は、地域における消費拡大、新たな雇用創出など幅広い経済波及効果や交流人口拡大に大きく寄与し、農商工等が広く関わり、地域に活力や持続的発展をもたらす総合産業として、その重要性はますます高まっています。また、平成30年度の外国人観光客の来道者数が約312万人に達するなど、取り巻く環境が大きく変化しています。
- 恵庭市においては、平成18年の「道と川の駅・花ロードえにわ」と「えこりん村」の開業により、観光産業が飛躍的に拡大しましたが、現在の観光施設の入込客数は、横ばい傾向です。
- これまで評価されてきた「花のまちづくり」に関して、観光資源としては、「個人の庭」であるオープンガーデンに依存しており、花観光を拡大していくため、令和2年度に花の拠点を整備したところですが、活動を担ってきた市民も高齢化が進んでおり、取組みの継続には、次世代の人材育成が必要です。
- また、札幌市、新千歳空港との交通利便性や、市内宿泊施設の規模から、いわゆる「通過型」であり、今後、更なる交流人口の増加や、市内周遊による滞在期間の延長を促進し、市内での消費活動を活発化させ、地域経済の発展を促す具体的な取組みが必要となっています。
- このことから、「恵庭市観光推進協議会」において、「第2期恵庭市観光振興計画」に掲げるアクションプランの推進と進捗管理を行うとともに、今後取り組むべき観光振興施策の方向性や具体策について検討し、地域経済の活性化につなげていく必要があります。
- 恵庭市ではこれまで、都市近郊の立地条件の良さや子育て、教育、生活面や自然などの環境に魅力を感じ、宅地開発とともに転入者が増え人口が増加してきました。市民の約90%は恵庭市が住みやすいと感じており、今後も住み続けたいまちをめざし、様々な面から移住・定住の取組みを進める必要があります。
- 都市間交流においては、姉妹都市である和木町とは、昭和54年以来、人的交流を中心に教育・文化・産業等で交流しています。また、平成25年から藤枝市と、食やスポーツに関する交流がきっかけとなり、平成28年6月に友好都市を提携し、今後も多分野で更なる都市間交流が期待されます。今後の課題として、行政間の交流のみならず、住民間の幅広い人的交流のあり方を更に深めていく必要があります。

基本目標Ⅲ. 希望と活力に満ちたまち

基本方針

- 移住・定住など、来てみたい住んでみたいまちをめざし、観光による来訪はもとより、花のまちや恵庭渓谷など魅力ある観光資源の情報発信の強化と、新たなブランド戦略を充実するとともに、市民が今後も住み続けたいと思える魅力的なまちづくりを推進します。
- ふるさと納税など様々なシティープロモーションの手法を活用し、「恵庭」という地域ブランドを市民とともに全国に発信していきます。
- 多様な観光ニーズに対応するとともに、観光客の満足度を向上し、再訪率を高めるため、おもてなし意識の向上や、観光資源の魅力向上、着地型観光の推進、イベントの充実のほか、案内看板をはじめとした環境整備など受入体制の充実により、魅力ある観光地づくりに努めていきます。
- 先人を敬い、次世代へ恵庭市の歴史を継承するため、教育や文化、産業経済を通じて和木町との交流を進め、更には、友好都市の藤枝市についても、産業経済やスポーツ、文化交流などを引き続き推進するなど、住民間の交流分野の裾野を広げることを視野に取り組んでいきます。

後期計画の 重点施策

13-1 魅力ある恵庭らしい観光資源の活用・創出

13-2 移住・定住の促進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
観光入込客数	133万人	139万人	
恵庭市外の人に恵庭の魅力を伝えることができると思う市民の割合（市民アンケート）	53%	47%	
オーダーメイドツアー数	-	総計50組	

持続的な まちづくりの 取組み

- ガーデンシティのブランド確立、ガーデンシティをコンセプトとし、魅力の整理と都市イメージ戦略による差別化を行い、個々の事業の一体感・統一感を図りながら、ふるさとの誇りを醸成していく。
- 魅力ある観光地づくりに向けた受入環境の整備、おもてなし意識の向上、観光資源の魅力向上、着地型観光の推進、イベントの充実、広域観光の推進
- 移住・定住の促進に向けた、各種事業・関係機関との連携
- 多様なニーズに対応した居住環境の整備
- 都市間交流の促進
- 市内外への恵庭の魅力発信（SNSなどの口コミ）などの、恵庭ブランド構築への協力（地域の魅力向上に向けて）
- 市民の手で作られた「花のまちづくり」や、各種イベントへの積極的な参加と賑わいの創出
- 観光客と地域住民との積極的な交流の促進とおもてなし意識の向上
- 移住者による恵庭の魅力発信
- 新規定住者との積極的な交流

わたしたちが できること

恵庭市観光振興計画／花のまちづくりプラン／恵庭版シティセールスプラン

個別計画

基本目標IV. 人が育ち文化育むまち

市民は、個性を尊重し、ふるさとの伝統・文化を重んじながら、教育の向上を目指し、豊かな心を育み、地域に根ざした子育て環境を形成しています。特に、少子化、高度情報化、国際化、価値観の多様化する社会にあって、“自ら課題を見出し解決する力”、“社会、自然等とともに生きる力”、“生涯にわたって学び続ける力”を身に付け、自立心のある子どもたちの育成が図られています。

基本目標IV. 人が育ち文化育むまち

14. 地域で育む子育て環境

【施策範囲】
子育て支援

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 社会構造の変化などから、人と関わる機会が減り、コミュニケーション力を育む体験が減少しています。家庭、学校、地域等でより良い人間関係を築く上で大切なコミュニケーション力を育む取組みが求められています。
- 少子化、核家族化の進行や地域の関係性の希薄化、育児の孤立化や児童虐待の増加など子育てを取り巻く社会環境の変化に対応した、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援体制の整備が求められます。
- 家族構成の変化や共働き世帯の増加、就労形態の多様化等により、保育ニーズは多様化し、特に0歳から2歳児の保育需要は増加しています。子どもが1日の多くの時間を過ごす、教育・保育の場は子どもの成長に重要な役割を果たしており、安心・安全な場の提供など、適切な保育環境の整備が求められています。
- 子どもの集う場所地区別整備計画に基づき、市内小学校区を単位に子どもの居場所づくりを整備してきました。多様化するニーズと課題に対応するため、運営のあり方について民間活力の導入を含めた検討が必要となっています。

基本方針

- 市民や地域、企業、行政が一体となり、子育て世代のニーズの把握に努め、地域全体での子育て支援に取り組みます。
- ヒューマン・コミュニケーション力を育むための事業の促進に努めます。
- 特定教育・保育施設の定員の確保と学童クラブや子どもひろば、子育て支援センターなど子どもの居場所づくりの充実に取り組みます。
- 児童虐待や子どもの貧困など様々な課題を抱える子どもと家庭に対し、関係機関との連携の強化を図り、相談支援体制の充実に努めます。

後期計画の 重点施策

- 14-1 子どもの居場所づくりの推進と民間活力の導入の検討
- 14-2 学童クラブ及び保育園、認定こども園における待機児童の解消
- 14-3 学童クラブ支援員及び保育士等の人材確保と質の向上
- 14-4 ヒューマン・コミュニケーション力を育むための事業の促進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
子育て環境が整っていると思う市民の割合（市民アンケート）	61%	65%	↗
子育て世代にとって子育てに関する各種情報が入手しやすいと思う市民の割合（市民アンケート）	49%	62%	↗

基本目標IV. 人が育ち文化育むまち

持続的な まちづくりの 取組み

- ヒューマン・コミュニケーション力育成の推進
- 子育て世代のニーズの把握
- 親子が安全で安心して過ごせる居場所づくりと、子育て支援サービスの充実
- 共働き家庭等の保護者が安心して働く保育等の環境整備
- 子育て支援に関する情報の集約と発信
- ひとり親家庭等の自立促進と支援を要する子どもと家庭への支援

わたしたちが できること

- 子どもの成長や子育てに関する情報を積極的に取得し、家族が協力し子育てすること
- 地域や幼稚園・保育園等の事業所などが各自の役割を担い、子育てを支援すること
- 子育て中の従業員に対する雇用者側の職場環境づくり

個別計画

えにわっこ☆すこやかプラン ／ 子どもの居場所づくりプラン ／
「子どもの集う場所」地区別整備計画 ／ 恵庭市保育計画

基本目標IV. 人が育ち文化育むまち

15. 心豊かな思いやりをもった子どもの育成

【施策範囲】
青少年教育

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- これまで、恵庭市では将来自ら社会参加できるように青少年育成などを目的として、地域住民主体によるコミュニティスクール（2校区）、通学・体験合宿や恵庭子ども塾、リーダー養成事業等を実施していますが、活動の拡大・展開、コーディネーター・指導者の育成、支援者の拡充、地域住民主体の運営への転換が課題となっています。また、市内全小中学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置が進んでいます。

基本方針

- 青少年の健全な育成には、多くの大人との関わりなどが不可欠であるため地域で行われている活動の拡大・展開を図る中で、地域の教育力の向上を図ります。
- 心豊かな子どもの育成のため、地域住民や市民団体等を主体として、生活体験や自然体験、社会体験の機会の充実や、地域活動機会の充実、読書習慣の形成等による、青少年の育成を図るとともに、指導者の育成や指導者間の連携の充実を図ります。

後期計画の 重点施策

15-1 体験型事業の推進

15-2 読書活動による子どもの育成

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
体験型事業箇所数	8箇所	9箇所	↗

持続的な まちづくりの 取組み

- 家庭や地域の教育力向上のための、地域コーディネーター・支援者の育成と相互連携、活動支援、仕組みづくり
- 青少年と幼児や高齢者と触れ合う世代間交流の場の創出
- 情報モラルの向上

基本目標IV. 人が育ち文化育むまち

わたしたちが
できること

- 地域住民相互の連携による、人材発掘と、主体的運営
- 地域の社会教育と家庭教育をつなぐための、子育て世代や地域住民の積極的な地域コミュニティへの参加、家庭と学校が一体となった道徳教育、子どもによる地域貢献の機会の創出
- 大人の規範意識の高揚や、幼少時からの体験型事業のあり方の検討

個別計画

恵庭市生涯学習基本計画 ／ 恵庭市読書活動推進計画

基本目標IV. 人が育ち文化育むまち

16. 子どもの自立成長を促す学校教育

【施策範囲】
学校教育・高等教育機関

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 恵庭市学校教育基本方針にある「ふるさとに生き 夢と志をいだき 心豊かに たくましく伸びる 子どもの育成」を教育理念とした学校教育と子どもの自立成長に向けた取組みを行っています。その中で、「ふるさと教育」の推進や、ICT機器の授業活用の拡大、児童生徒が安全安心に授業に取組める学校体制整備が重要となっています。
- 少子化とともに児童生徒数は減少傾向にある中、障がいのある児童生徒は増加傾向にあります。また、いじめ・不登校・ひきこもり等の行動を示す、心の悩みを持つ児童生徒に対する、未然防止策・早期発見・早期対応を行うことが重要となっています。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細やかな支援を行うため、児童生徒の居場所となる環境整備や、学校支援員の配置などの支援体制の強化が必要となっています。
- 市内小中学校に専任の学校司書を配置し読書環境と学習環境の整備拡充を図ることにより、児童生徒の読書意欲が高まっています。また、通年朝読書の効果として、始業前の集中力や落ち着きなどが報告されており、今後も学校司書の継続配置や資質の向上、児童生徒の朝読書の継続等が必要です。

基本方針

- 少子化、高度情報化、国際化や価値観の多様化する社会にあって、“自ら課題を見出し解決する力”、“社会、自然等とともに生きる力”、“生涯にわたって学び続ける力”を身に付け、自立心のある子どもたちの育成をめざすため、児童生徒一人ひとりの学習を活性化する協働学習の環境整備を図り、「学力向上」に努めます。
- 一方、障がいのある児童生徒や、いじめ・不登校・ひきこもり等の行動を示す、心の悩みを持つ児童生徒のケアを充実し、一人ひとりのニーズに沿った環境整備を推進します。

後期計画の 重点施策

16-1 ふるさと教育の推進

16-2 教育環境の整備促進

基本目標IV. 人が育ち文化育むまち

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
ふるさと意識が高いまちだと感じる市民の割合（市民アンケート）	45%	56%	
児童生徒用パソコン整備台数の割合	8%	9%	

持続的な まちづくりの 取組み

- ふるさと教育の推進に向けた各種事業の推進
- 教育環境の整備促進に向けた、教育現場でのICT機器の整備や、学校施設長寿命化計画の推進
- 特別支援教育の推進（発達障がい等にある児童生徒への支援の充実）に向けた、人材育成や、体制整備の拡充
- いじめ・不登校等問題行動に対応するための、児童・生徒の相談体制の推進、適応指導教室の環境整備
- 学校図書館事業の充実に向けた、学校司書配置と読書活動の推進
- 朝読・家読の推進
- 安全安心な学校給食の提供や学校保健事業の推進
- 市内高等教育機関との連携。特に人口減少・少子高齢化社会においては、地域の教育研究機関としてだけでなく、学生等による地域活動が、まちの活性化につながる。

わたしたちが できること

- 学校・地域・家庭が、各々役割を持って子どもの育成を図る
- 地域として、体験活動や地域活動の推進、子どもへの地域社会のルールやマナーに関する教育、安全安心なまちづくりの推進、学校活動の支援、人材協力等の役割を担うこと
- 家庭として、基本的な生活習慣や、善惡の判断、礼儀・挨拶等、人とのかかわりの基本に関する教育、自立心を育てる教育、家族の愛情や温かさ、学校・地域活動に積極的な参加や協力等の役割を担うこと

個別計画

恵庭市学校教育基本方針／恵庭市教育大綱／教育推進プログラム／
恵庭市教員住宅のあり方基本方針／恵庭市学校施設長寿命化計画
恵庭市学校給食センター整備・運営に関する基本的方向性／
恵庭市読書活動推進計画

基本目標IV. 人が育ち文化育むまち

17. 手を取り合い創造性を育む文化芸術

【施策範囲】

文化振興・文化財保護・図書館・
生涯学習・文化施設・国際交流

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 恵庭市では数多くの文化芸術団体が活動を行っており、また、先人が築きあげたカリンバ遺跡など歴史的文化遺産が数多く存在し、これまで様々な文化芸術関連事業、環境整備を行ってきました。しかし、団体間の交流機会が少なく、団体同士の連携による新たな文化芸術活動の創出に結びついていない状況です。未来へ向けて、新たな発展・創造のためには、異文化・多文化交流や、国際交流及び都市間交流、世代間交流による次世代を担う人材の育成が必要不可欠であるほか、誰でも気軽に文化芸術活動に参画できる環境づくりが望まれます。
- 人口減少を見据えた中で文化芸術活動の継続・発展を推進するためには、図書館や学校等の公共施設のほか民間施設も有効に活用するなど、新たな試みが必要です。
- 「恵庭市人とまちを育む読書条例」及び「恵庭市読書活動推進計画」に基づき、生涯各期において、いつでも・どこでも・だれでもが読書活動に親しめるよう、読書の環境づくりに力を注ぎ、市民とともに、地域ぐるみで読書のまちづくりを進め、社会教育のさらなる振興はもとより、ビジネスや健康、まちづくり支援などの地域の多様な課題解決に貢献する図書館づくりが望まれます。
- 「恵庭市国際化の指針」(平成18年策定、平成29年改訂)に基づき、国際交流を進めてきました。主な取組としては、ニュージーランド・ティマル市との姉妹都市交流(平成20年提携)や中国貴陽市との友好交流が挙げられます。今後は、海外都市との交流だけではなく、在住外国人との交流や多文化共生のまちづくりを推進していくことが必要です。
- 世代を超えて、誰もが文化芸術活動に気軽に参加できるようなコミュニティづくりを図り、活動がつながり、支えあう仕組みづくりと全市民が一体となった文化芸術の振興を行うため、学校・社会教育施設と文化芸術活動団体等との連携や、文化芸術の担い手やボランティアの育成等に努めます。また、恵庭市の文化芸術活動について、多様な情報提供ができる体制や相談体制の構築を行います。
- 市民、家庭、地域、学校及び市が一体となってより一層の読書振興を図るとともに、民間活力やICTの導入などで効果的・効率的に読書活動の推進を行います。
- 「恵庭市国際化の指針」に基づき、ティマル市との国際交流や多文化共生のまちづくりの事業を促進していきます。

基本方針

基本目標IV. 人が育ち文化育むまち

後期計画の 重点施策

17-1 公共施設の活用と市民の活力を生かした文化芸術活動の推進

17-2 生涯を通じてだれもが文化芸術活動を行える環境づくり

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標
市民一人当たりの図書貸出冊数	9.35冊	8.56冊 ※新型コロナの影響により減少 【参考】H30年度 9.84冊	
生涯学習施設の利用者数	52万8千人	53万9千人	

持続的な まちづくりの 取組み

- 市民が主体的に取組む事業を支援し、文化芸術活動に対する相談体制の充実、人材育成、啓発、多様な情報提供ができる体制の構築
- ブックスタート事業等をはじめとした生涯各期に応じた読書活動の推進と環境づくり、市民との協働による読書活動の推進、図書館サービスの充実
- 生涯学習を通じて、全ての市民が気軽に参加できるような、文化芸術活動を行える環境づくりや文化芸術の鑑賞が行える環境づくり
- 民間活力による生涯学習施設等の運営方法検討
- ICTを活用した読書活動の推進
- カリンバ遺跡など既知の文化財のほか、市史や副読本を活用した歴史的文化遺産の周知・啓発
- 「恵庭市国際化の指針」に基づくティマル市との国際交流、大学等との連携による国際化の促進

わたしたちが できること

- 市民による各種文化芸術活動の実施と、地域や市内を越えた団体間の連携促進
- 企業による文化芸術に対する後援や資金提供等の支援
- 市民団体による人材育成システムの発展的運営と、人材の循環による人材育成システムの発展（「知る」から「教える」へ）
- 生涯学習を通じた世代間交流、学校教育との連携、学校・家庭内における郷土芸能や文化遺産のふるさと教育の浸透
- 社会教育施設への運営の協力・参画
- 国際交流の振興による異文化交流の促進・発展と、交流機会の有効活用
- 交流体験を市民の間で伝え広めたり、その体験を基に地域の魅力の再発見

個別計画

恵庭市生涯学習基本計画／恵庭市読書活動推進計画／
史跡カリンバ遺跡整備基本計画／恵庭市アイヌ施策推進地域計画／
恵庭市国際化の指針

基本目標Ⅴ. 地域資源・都市基盤を活かすまち

まちづくりは、駅を中心としたコンパクトなまちづくりが行われています。それに伴い、市民が集い、憩うことのできる空間が確保されると共に、市民の足となる公共交通が見直され、市民は、安全で環境負荷の少ない交通環境の中で快適な生活を送っています。

また、市民や事業者は、生活環境が安心で快適な環境であり続けるため、地域資源である花・水・緑を維持する取組みを進め、ごみの分別や減量化、リサイクル、省エネルギー化などの環境負荷の軽減を図り、自然と調和した良好な環境が形成されています。

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

18. 地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくり

【施策範囲】

土地利用・駅周辺整備・
ユニバーサルデザイン*

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 人口減少へ向けた住み替え促進や急速な高齢化社会への対応が課題となっています。また、バリアフリー新法を受け「事業の前後・事業中での検証の定着」、「市民参加の更なる促進」などが必要となっています。
- 「恵庭市都市計画マスターplan」に示す地区の基本目標の実現に向け、地域住民によるまちづくり市民委員会を設置し平成24年度に地区まちづくり構想を策定しました。今後も、この構想に基づきまちづくりを進めます。また、恵み野地区駅周辺商店街や地域景観の維持保全等に向け、地域住民と共に今後の方向性、考え方等を検討する必要があります。
- 恵庭駅周辺で実施した土地区画整理事業と再開発事業の一体施行、さらには公民複合施設「えにあす」により、駅中心のまちづくり、バリアフリー化などを進めてきました。
- 引き続き、駅通りや「えにあす」周辺、さらには「ふるさと公園」などにおける生活利便機能や集客機能の創出・集約など活性化のための事業を進めると共に、PPPや「エリアマネジメント(※)」によるまちづくりについて検討を進めていきます。
- 島松駅周辺は、恵庭駅、恵み野駅と比べ、駅のバリアフリー化が遅れており、早期の対応が求められているとともに、公共施設の老朽化、商店街の空き店舗、空き地化の進行などが見られ、駅周辺の利便性の向上が課題となっています。「島松地区まちづくり構想」(平成24年度 島松地区まちづくり市民委員会)実現に向けた各種施設整備、地域活性化が課題となっています。

基本方針

- 地域特性、時代、世代のニーズにマッチした計画とするため、住民・事業者・地権者の意見を尊重し、地域の特色を活かした市街地整備と、安全安心な都市機能の整備を推進していきます。
- 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画は、都市の現況、市街化動向及び人口・産業の発展動向を勘案し、引き続き区域区分を定めるとともに、今後も農林業との調整を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていきます。また、提案制度の活用も含め、都市計画の適切な対応を進めていきます。
- 恵庭駅については、利便性を生かした都市機能集約と都市基盤整備を推進し、安全安心に暮らせる、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めます。
- 島松駅周辺については、駅周辺のバリアフリー化および安全で円滑な移動経

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

路の確保により、駅周辺の利便性の向上を図ると共に、都市機能の集約について検討を行います。

- 地域別に策定されたまちづくり構想の推進に向け、「地域における良好な環境」「地域の価値」の向上・維持管理・運営のため、住民・利用者・事業者等が主体的に取り組む仕組みづくりをめざし、そのために行政がすべきこと・できることを検討・推進します。

後期計画の 重点施策

18-1 駅周辺のまちづくり 地域の特色を活かした「エリアマネジメント」の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
最寄の駅周辺に賑わいがあると感じている市民の割合（市民アンケート）	15%	20%	

持続的な まちづくりの 取組み

- JR3駅を中心とした「集約型都市構造」の形成、「歩いて暮らせるまちづくり」の推進、コンパクトなまちづくりに向けた、都市計画マスタープランの見直し
 - 駅周辺のまちづくりについて、公共施設マネジメントやPPP等の導入による施設整備やソフト事業の検討、地域主体のまちづくりの担い手による活動支援などの実施
 - 恵庭市バリアフリー基本構想・特定事業計画の適宜見直し
-
- 市民まちづくり活動への参加
 - エリアマネジメントに向けた人材発育

わたしたちが できること

個別計画

恵庭市都市計画マスタープラン／
恵庭駅西口土地区画整理事業計画／島松駅前広場基本計画
恵庭市バリアフリー基本構想／恵庭市バリアフリー特定事業計画

※ユニバーサルデザイン：障害のある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

※エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

19. 水と緑豊かな生活空間づくり

【施策範囲】
公園緑地・河川・景観・墓園・
基地対策事業

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 「恵庭市緑の基本計画（令和3年版）」を策定し、緑地の持つ様々な機能を踏まえつつ、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の4つの系統と「生物多様性確保」の観点からなる緑地配置を計画しました。今後「生物多様性」で定めた目標種のモニタリングなど、計画の検証も含めた推進手法の検討が必要となっています。
- 恵庭市の公園・緑地については、今後も市民生活に潤いを与え、快適で美しい都市環境の形成が重要である一方で、公園施設の老朽化により、危険な施設の使用停止、撤去が進み、公園の魅力低下が懸念されていることや、少子高齢化に伴う公園利用者の高齢化により、従来の子どもを対象とした公園づくりが利用実態に合わなくなっていることが課題となっています。
- 千歳川の中下流部は、広大な低平地が広がっていることから、洪水時には破堤の危険性が高く、雨水排水が十分にできないなどの水害が起きやすい状況が想定されますが、堤防強化の進捗率が低い状況となっています。
- 恵庭市の景観は、北海道景観条例に基づく届出制度や、恵庭市景観形成基本計画に基づき、地域の景観と調和のとれた建物や開発等となるよう指導誘導を行っています。今後は市民の景観意識の向上や、地域単位の景観づくりに向けた方策等について検討が必要です。
- 第4墓園の第1期整備造成工事を実施し、第1工区墓所の内、328区画を供用開始しており、使用許可状況に応じ残りの530区画の造成工事を実施します。一方、火葬場が建設後25年以上経過しており、老朽化した設備の改修工事を実施していきます。また、これまで第1～第3墓園の老朽化した設備の改修工事を実施しており、今後必要に応じて修繕等の対応を行います。
- 市内には3駐屯地と大演習場が所在しており、基地と共に存したまちづくりを進めています。防衛施設の運用により生じる障害に対し、民生安定や防音対策、障害防止等の事業を推進し、市民生活の安定化をめざしていますが、国の補助事業による採択や予算確保が課題となっています。

基本方針

- 北海道景観条例に基づく届出制度や、恵庭市景観形成基本計画に基づく指導誘導を進めると共に、エリアマネジメントの一環として、地域の発意によるきめの細やかな景観ルール等について検討を進めます。
- 「自転車活用計画」を策定し、環境への配慮、健康づくり、観光など幅広い自転車利用促進により、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。
- 公園や墓園関連施設について、利用者ニーズに合った整備を行うため、利用

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

者である市民と意見交換等を行い、適正な整備をめざすとともに、老朽化した施設の計画的な更新・修繕事業を行っていきます。

- 河川は市民が集う癒しの空間であることから、千歳川河川整備計画に基づき、国、北海道、自治体、関係機関と連携した取組みを推進していくとともに、親水空間としての整備も進めています。
- 基地との共存をめざし、市内3駐屯地の体制維持・強化を引き続き要請し、併せて防衛施設の設置・運用により生じる障害軽減や緩和を図る防災・防音・民生安定施策を推進し、周辺地域の生活環境向上に努めます。

後期計画の 重点施策

19-1 水・緑など恵庭の魅力の維持

19-2 市民ニーズに対応した適正な墓所の確保

19-3 防衛施設周辺整備等事業の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
花づくり活動や公園・河川清掃への参加率（市民アンケート）	59%	40%	↗

持続的な まちづくりの 取組み

- 計画的な緑地の配置に向け、開発に対する緑地の確保や公園機能の確保
- 公園施設長寿命化事業に基づく公園施設維持管理や再整備
- 千歳川河川整備計画に基づく河川整備の促進に向けた、関係団体及び機関との連携による、事業促進要望活動の推進
- 河川管理施設を活用した親水空間整備のための、河川愛護に関する市民団体との連携と、河川管理者との協働事業の展開
- 良好的な景観形成に向けた、市民・事業者・市の連携
- 第4墓園第1工区の残り530区画の造成工事と、火葬場・既存墓園の老朽化に伴う修繕等
- 防衛施設周辺の生活環境の整備
- 市内3駐屯地の体制維持・強化を要請

わたしたちが できること

- 公園及び河川に関する、維持管理、清掃活動への市民参加やきれい活動への応援
- お墓参りの際のごみや供物の持ち帰りや清掃等の墓園の適正管理
- 景観意識の向上
- 自衛隊（基地）に対する理解

個別計画

公園施設長寿命化計画／街区公園再整備／恵庭市景観形成基本計画／
恵庭市緑の基本計画／恵庭市自転車活用推進計画／
恵庭市第4墓園基本計画／恵庭墓園今後のあり方／
恵庭市第4墓園予備設計／恵庭市火葬炉修繕計画

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

20. 安全で円滑な地域交通

【施策範囲】
道路・公共交通

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 財政状況が厳しい中、道路整備に係る今以上の経費投入は難しい状況となっており、特に、市街地における舗装整備について、一部地域で遅れが見られます。一方で、当初整備から長期間が経過し、橋梁、擁壁、舗装などの道路施設や照明灯、標識などの道路付属物の老朽化や劣化が進んでおり、これら施設の点検、更新、長寿命化対策やバリアフリー整備など、修繕や再整備に係る事業が増加しています。
- 冬期間の道路環境について、除排雪請負業者の経営環境や、除雪従事職員の人材確保が厳しい状況にあり、除雪体制の維持・確保が厳しくなっています。
- 都市計画道路はコンパクトなまちづくりを支える交通体系の確立に向け、都市計画マスターplanに基づき適切に配置し整備を進めると共に、長期未着手の都市計画道路については見直しを含めた検討が必要です。
- 市内の公共交通ネットワークはJR千歳線、民間バス路線、えにわコミュニティバス路線により恵庭・恵み野・島松の3駅、公共施設を結びつけながら構成し、コミュニティバス路線を利用できない地域については、コミュニティタクシーで補完していますが、民間バス事業者の路線廃止の懸念や、効率的なバス路線の設定と市民ニーズの高まりがあります。
- 市営駐車場については、市民サービスの向上と収支の改善に向けた効率的な管理、及び機器設備の更新、利用拡大策の検討が必要となっています。また、駐輪場については、長期駐輪自転車・放置自転車の減少及び駐輪マナーの向上が課題となっています。

基本方針

- 少子高齢化・人口減少社会に対応した、利便性の高い道路整備、公共交通ネットワークの推進を図ります。
- 市民の利便性向上を図るため、将来の土地利用を見据え、円滑な自動車交通を促す道路整備の推進や、鉄道、バス等、各交通機関の特性を活かした、効果的な連携・組合せの仕組みを構築し、集約型都市構造を支える交通体系の確立、新公共交通システム※の構築に努めます。
- 生活道路整備については、事業効果がより効果的になるように、地域間格差の解消を意識した整備計画とし、今後も舗装率100%をめざす一方で、定期的な点検、道路・橋梁、道路付属物等の長寿命化対策、バリアフリー特定道路の計画的な整備を進め、安全・安心な道路環境の構築に取り組みます。
- 今後の道路の維持管理においては、適切な施設管理の実現のために、汎用性の高いデータシステムを構築し、情報の共有化、精度の高いデータ整備を図

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

ります。また、雪対策・除排雪等において、市民と行政が一体となり、それぞれの役割を担う市民協働の体制により、安心して暮らせる冬の生活環境の形成をめざします。

- 駐車場及び駐輪場における、利用率の向上と利用マナーの向上を図るため、適切な管理や利用拡大策を行います。

後期計画の 重点施策

- 20-1 除排雪の維持
- 20-2 身近な市民の足の確保（新公共交通システムの構築）
- 20-3 橋梁耐震化など安全な道路網の維持
- 20-4 照明灯、標識などの補修、更新による安全な道路空間の維持

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
雪対策基本計画の認知度（市民アンケート）	46%	59%	
公共交通（コミュニティバス・コミュニティタクシー）の利用者数	25万人	322,694人	

持続的な まちづくりの 取組み

- 都市計画道路の決定・変更
- 冬期の道路環境維持に向けた、機器の更新や堆雪場所の確保、市民協働による除排雪制度の検討
- 道路維持管理に向けたデータ整理、定期的な道路施設の点検、生活道路改良舗装事業、舗装補修、道路付属物修繕・更新、橋梁長寿命化修繕事業、バリアフリー特定道路整備事業などの実施
- 身近な足としてのコミュニティバス及びコミュニティタクシーの運行の継続
- 市民駐車場の効率的な管理及び利用拡大策の検討と、駐輪場及び駅周辺の長期駐輪自転車・放置自転車対策及び駐輪場利用者マナーの向上

わたしたちが できること

- 道路環境維持に向けた、道路破損等の情報提供や清掃協力
- 冬期の道路環境に関する、除排雪方式への理解と、堆雪場所の提供、除排雪の障害となる違法駐車のパトロールなどといった除排雪の取組みへの協力
- 身近な足としての公共交通（JR・コミュニティバス・コミュニティタクシー等）の利用推進
- 駐車・駐輪マナー向上

個別計画

恵庭市地域公共交通総合連携計画／恵庭市駐輪場・駐車場計画／
恵庭市雪対策基本計画／恵庭市橋梁長寿命化修繕計画／
恵庭市橋梁耐震補強計画／道路付属物修繕（照明）計画
大型道路標識長寿命化修繕計画／恵庭市幹線道路等舗装補修計画
恵庭市鉄道横断施設管理計画／恵庭市舗装個別施設設計画
恵庭市道路土工構造物（擁壁等）施設管理計画

※新公共交通システム：現在、1ルートに再編したエコバスと、郊外でのコミュニティタクシーにより公共交通事業を実施しているが、ニーズに沿った新しい交通体系へと見直した公共交通事業。

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

21. 安定した水供給と持続的な下水処理

【施策範囲】
水道事業・下水道事業

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 恵庭市の水道は、石狩東部広域水道企業団が管理運営する漁川浄水場と千歳川浄水場の2系統からの受水により全てまかなっています。
- 安全で良質な水道水を安定的に供給していくため、水源の水質保全に努め、漏水防止による有効率や耐震性の向上をめざし、水道施設の整備・更新を計画的に行う必要があります。
- 主に市街地が対象となる公共下水道計画処理区域における下水道施設は、ほぼ整備済みの状況ですが、公共下水道計画処理区域外の農村地区においても、合併処理浄化槽の整備を継続し、市全体として生活排水処理施設の利用による衛生的で快適な生活環境づくりに取り組む必要があります。
- 公共用河川への汚濁負担軽減と持続的な下水処理をめざし、合流地区の分流化※や管渠の更生・更新、終末処理場の機器更新など下水道施設のストックマネジメントや耐震化を継続して実施する必要があります。
- 公営企業として健全な経営基盤の安定と計画的な事業を進めていく必要があります。また、市の防災計画と連携した応急給水対策の整備や組織体制の強化が課題となっています。

基本方針

- 公営企業として人口減少社会を見据えた効率的な事業運営をめざし、経営基盤の安定と利用者へのサービス向上に努めます。
- 災害に強いライフラインをめざし、事故や災害に備えた危機管理体制の強化とストックマネジメント、耐震化、浸水対策を進めます。
- 安全で良質な水道水源の確保と保全の維持に努めます。下水の適正処理と下水道資源の有効活用に努め、持続可能な循環型社会の構築をめざします。

後期計画の 重点施策

- 21-1 人口減少社会を見据えた効率的な上下水道事業の運営
- 21-2 ストックマネジメント・耐震化・分流化事業等による、既存施設の質の改善、安定的・持続的な上下水道事業の運営
- 21-3 他事業者との連携・地域バイオマスの受入れ・下水道資源の有効活用等による効率的な資源・エネルギー循環の取組み。

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
水道水の安定供給に対する満足度 (市民アンケート)	91%	93%	➡
配水管路の耐震適合率	85%	89%	➡
合流地区分流化整備率	15%	49%	➡

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

持続的な まちづくりの 取組み

- 水道水の安定供給に向けた、老朽化や施設機器の更新、各種水道施設の整備の検討
- 民間への業務委託の検討や職員の専門知識継承による体制強化も含めた、利用者サービスの充実、安定的な経営継続の組織強化
- ストックマネジメント計画・耐震化計画等の各種個別計画に基づく下水道施設整備事業の継続
- 包括的民間委託方式による下水終末処理場管理運営の検討、生ごみ・し尿処理施設を含めた一体管理運営

わたしたちが できること

- 上下水道事業や上下水道工事への理解・協力
- 冬期間の水道凍結防止や災害時に備えた飲用水の備蓄
- 下水道の適正使用（油やごみを流さない等）
- 未水洗化の解消

個別計画

恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略 ／ 恵庭市公共下水道事業計画
社会資本整備総合計画(下水道) ／ 恵庭市水道事業管路更新計画
恵庭市公営企業緊急貯水槽整備計画 ／ 恵庭市下水道ビジョン
恵庭市公共下水道ストックマネジメント計画

※合流地区の分流化：家庭等雑排水の「汚水」と雨水等の「雨水」を同じ管で流した「合流地区」において、管をそれぞれ分けて流す方式とすること。

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

22. 住み続けたくなるまちづくり 住まいづくり

【施策範囲】
公営住宅・住居表示・案内標識

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 恵庭市には令和元年度末で 11 団地 1,162 戸の市営住宅がありますが、耐用年数を経過した住宅なども見られ、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕、早期建替えによる維持修繕費の縮減が必要となっています。
- 今後は、少子高齢化社会や循環型社会に対応し、良好で安全な住環境及び都市環境の向上をめざし、市内の住宅全般にわたる政策を進めていく必要があります。
- 市民及び来訪者等、市民生活を円滑にする「わかりやすいまちづくり」の実現のため、地域住民及び法人等と合意形成を図りながら住居表示を推進するとともに、公共施設誘導標識を設置し、地域住民の移動や来訪者に対して目的地までわかりやすく誘導することにより、快適な生活環境の維持が重要です。

基本方針

- 少子高齢化社会や循環型社会に対応した、良好で安全安心な住環境及び都市環境の向上のため、良質な居住水準の確保と市営住宅の担うべき役割を踏まえた住宅のストックや各種整備に努めていきます。

後期計画の 重点施策

22-1 民間住宅施策の取組み強化（高齢者向け住宅・子育て住宅・リフォーム・住宅流通支援など）

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
恵庭市は住みやすいまちと感じている市民の割合（市民アンケート）	95%	92%	↗
恵庭市に住み続けたいと感じている市民の割合（市民アンケート）	90%	88%	↗

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

持続的な
まちづくりの
取組み

- 恵庭市住生活基本計画の推進と見直し
- 木造住宅の耐震性能向上（地震に強い住宅づくり）、環境にやさしい住宅の普及、住宅の流通促進、多様な世帯に対応した新規の住宅流通支援（高齢者・子育て・リフォームなど）などに向けた、民間住宅施策の推進
- 恵庭市公営住宅等長寿命化計画の推進と見直しによる、公営住宅の適切な維持管理
- 「わかりやすいまちづくり」に向けた住居表示の推進・公共施設誘導標識の整備
- 地域単位の住情報の提供
- 空き家オーナーの安全対策（防犯・防火・庭の清掃）の徹底

わたしたちが
できること

個別計画

恵庭市住生活基本計画 ／ 恵庭市公営住宅等長寿命化計画 ／
恵庭市耐震改修促進計画 ／ 恵庭市住居表示基本計画
恵庭市空家等対策計画

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

23. ごみの減量と適正な処理

【施策範囲】
ごみ処理

【SDGs・17の関連目標】



現状と課題

- 廃棄物について、ライフサイクルを通じて適正に管理することで、大気、水、土壤等の環境の保全や再生に努めるとともに、循環型社会の形成を推進すべく、資源効率性・3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する必要があります。
- 市では、焼却施設、生ごみ・し尿処理場、リサイクルセンター・旧焼却場、最終処分場と4つの施設を有し、ごみの適正処理による衛生的な生活環境の保全に努めるとともに、エネルギーの有効活用等循環型社会の構築を進めています。
- 市が所有する施設のうち、リサイクルセンター・旧焼却場、生ごみ・し尿処理場については老朽化が進んでいることから、施設の更新等、最適なごみ処理施設のあり方を検討する必要があります。また、持続可能なごみ処分のため、次期最終処分場の整備検討も同時に進める必要があります。
- さらに、これらの施設の整備・管理コストを、市民・事業者・市で適切な応分の負担となるようなごみ処理手数料の設定が必要となっています。

基本方針

- 環境負荷低減及び持続可能な循環型社会を形成するため、市民・事業者・市の役割分担と協働により、ごみの減量化・リサイクルを促進するとともに、ごみ処理に必要な施設整備及び施設の老朽化対策を進めています。
- ごみ量の推移を検証し、今後の施設整備を進めるため、次期最終処分場の基本構想の策定を行い、施設整備と合わせた適正なごみ処理料金の設定、新たな分別方法の対応及び各施設の管理運営やごみ収集体制について、最適な手法の検討を進めています。

後期計画の 重点施策

- 23-1 ごみ処理施設の整備・適正管理
23-2 ごみ処理手数料等の適正管理
23-3 ごみの分別・収集体系の構築

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
ごみマナー向上・リサイクル推進に対する意識度（市民アンケート）	96%	97%	↗
リサイクル率	40%	36%	↗
ごみの実搬入量（一般廃棄物）	18, 134t	17, 793t	↘

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

持続的な まちづくりの 取組み

- 一般廃棄物処理基本計画の推進による生活環境の保全及び循環型社会の形成
- 最終処分場、焼却施設、生ごみ・し尿処理場、リサイクルセンターの管理によるごみの適正処理
- ごみの減量に向けた、市民・事業者への意識啓発・情報提供と、リサイクルの拡大

わたしたちが できること

- ごみの減量化
- 分別収集への協力
- 集団資源回収（町内会等）の推進
- リサイクル・リデュース・リユースの推進（資源物の分別、再生紙や汚泥肥料等の再生品の利用）
- ごみマナーの向上（ポイ捨て・不法投棄）
- 食品ロスの軽減

個別計画

恵庭市分別収集計画 ／ 恵庭市一般廃棄物処理基本計画
災害廃棄物処理計画

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

24. 次世代へつなげる環境

【施策範囲】
環境保全・エネルギー資源



現状と課題

- 「第2次環境基本計画」（令和3年度見直し予定）に基づき、地球温暖化防止や自然保護、公害対策等の施策を展開しています。自然保護については、ヒグマやカラス、アライグマ等の野生鳥獣やスズメバチ等の昆虫と人とのあづれきが生じるケースが増えており、状況に応じた対応が必要となっています。公害対策については、事業所の意識は高まっていますが、公害が発生してからの対応ではなく、継続的な観測体制が重要です。
- 平成15年に「きれいなまちづくり条例」を制定し、市民・事業者・市がそれぞれ、ごみのポイ捨て等、散乱防止に取り組み、地域の環境美化を促進し、生活環境の向上をめざしています。ごみゼロクリーンウォーキングの活動やボランティア清掃ごみ袋の普及により、街なかでのポイ捨てごみは減少傾向にあり、また、不法投棄件数は近年減少化傾向にあります。
- エネルギー問題は、平成23年・30年の震災以降、電力のひっ迫など身近な課題となり、また太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーへの関心も高まりました。恵庭市でも、恵庭市環境審議会において、普及・促進等について協議を行っており、地域特性を活かし、産学官金が連携してエネルギー施策に取り組むことが必要となっています。

基本方針

- 市民・事業者・行政が一体となり、「きれいなまちづくり」や、より良い環境を次世代に確実に引き継ぐ循環型社会の構築を図ります。
- 変化の早いエネルギーに関する情勢に対応し、交通システムやライフスタイルの変革などと組み合わせながら、新エネルギー・省エネルギーについての調査・研究を推進していきます。

後期計画の 重点施策

- 24-1 地域環境美化活動への支援
- 24-2 地域に応じた自然環境の保護と管理
- 24-3 省資源・省エネルギーの促進、普及啓発

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状（令和元年度）	目標
日常生活の中で、節電を意識している市民の割合（市民アンケート）	92%	87%	↑
家庭廃棄物不適正排出件数	-	531件／日	↓

基本目標V. 地域資源・都市基盤を活かすまち

持続的な
まちづくりの
取組み

- 環境保全に関する個別取組の進行管理や基本計画見直し
- 地域、事業者との連携等による、各種活動の継続や強化、推進
- 子ども達への環境やエネルギー等に関する教育の推進

わたしたちが
できること

- 省エネ・節電（照明・エアコン）の推進・協力や、省エネ家電製品への更新
- 地域の環境美化に向けた、環境美化推進員への協力や、ごみゼロクリーンウォーキングの推進、ゴミステーションの美化、不法投棄防止の意識向上、ボランティア清掃の推進、家庭での環境（ごみ）教育の推進やごみ分別への理解、動物飼い主のマナー向上など
- 自然環境への理解と、環境エネルギー学習への参加促進

個別計画

恵庭市環境基本計画／恵庭市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）
恵庭市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）／省エネ法中長期計画
恵庭市公共建築物等新エネルギー・省エネルギー指針

